

昭和七年十一月一日より施行せらるる本法の適用範囲は若狭や天には及ばざること
が如くその適用範囲に於て今日適用の範囲に従事する船夫は多く、適法業者の
所屬による待遇に於て是れより厚る者も多く、自己所有の船隻に於ては船主たる者の取
扱いは小奴である。故に一般水上労働に従事する仲仕と回港業者との関係は同じ
とが故に本法の適用に及ぶべきであると思惟す。然るに、説明書には船夫は
船主所有の船に於ては適用されず、又く本法の適用に及ぶべきは不都合である。依つて回港業
者との関係に於ては適用の範囲を改正せられたし。

実行方法

全国的に洋務省に於て実施する旨の通告を以て、内務省に準備すること。

臨時雇傭制度救済に関する件

主文

政府は直ちに臨時雇傭制度救済の法を制定せしむべし。

並し由

臨時雇傭制度救済法制定の旨の労働部報告の最も巧妙な取扱いの一つである。

昨の日本労働法は法の曲解を以て依り臨時雇傭の各目的下にニヤリ或は六月の期
間を定めて契約し期間満了と同時に一時に一度雇傭の形式をとり再び雇傭契約を結ぶの
である。斯る形式は労働法を如何となく繰返して二年、三年と長きに亘つては六、
七年の労働条件を以て虚偽にしてゐる状態である。而も世界恐慌の影響をう
けてゐる被雇者は、臨時雇傭制度を懇明することによつて待遇を劣る労働を強制
し、その甚だしきに至つては全従業員の三分の二以上も臨時工として扱われ鞭を
加へてゐるのである。かくの如き雇傭制度は其の極端として職給労働者を工場や
事業場へ送り出すこと、その或は低下し、労働市場の延長等、労働者制化を妨
げること、労働法を以て以上の如きこととして斯る不都合も臨時雇傭制度の適用救済
法制定の理由である。

実行方法

政府は今般全労働法を改正することを條件として新任中央評議會に一任すること。

賃給による八時間労働制獲得競争の件

主文

12